立入検査への対策

新公益法人への立入検査次第では“認定取消”があるかもしれない、と危機感を煽りながら、立入検査対策と称して“立入予備検査”を受けることを勧誘する案内が出回っています。

「立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合又は必要があると判断する場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の支援をする観点から、制度の詳細について説明等を行う。」と指針が出ています。

立入検査の結果公益認定が取り消されるのは、極めて法人運営が杜撰な場合であり、限定的にしか起こり得ません。立入検査は決して怖いものではありません。至らぬところを指導してもらえる、程度に考えれば良いのではないでしょうか。
大枚を叩いて立入検査のために対策をすることは、全くナンセンスなことなのです。